

議案第24号

青堀ふれあいシニア館の指定管理者の指定について

青堀ふれあいシニア館の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 青堀ふれあいシニア館

所 在 地 富津市大堀一丁目25番地 1

2 指定管理者となる団体

所 在 地 富津市大堀一丁目25番地 1

名 称 青堀ふれあいシニア館管理運営委員会

代表者名 会長 榎本 孝

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

青堀ふれあいシニア館の指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き青堀ふれあいシニア館管理運営委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。